

## 令和7年度北川村事業所 ZEB 化促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、村内において太陽光発電設備、蓄電池及び ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を導入する事業所に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、村全体の脱炭素化に寄与するとともに、災害時における電源確保等として地域のレジリエンス強化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太陽光発電設備」とは、太陽光を利用して発電を行う設備で、事業所の屋根等に設置されるものをいう。
- (2) 「蓄電池」とは、太陽光発電設備と連携して電力を貯蔵し、必要に応じて放電する設備をいう。
- (3) 「ZEB」とは、建築物のエネルギー消費量を大幅に削減した上で、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）により年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロ又は概ねゼロにする建築物をいう。この要綱では、以下に該当するものを含む。
  - (ア) 『ZEB』：再エネを除く設計一次エネルギー消費量を 50%以上削減し、再エネを含めて年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなるもの。
  - (イ) Nearly ZEB：再エネを除く設計一次エネルギー消費量を 50%以上削減し、再エネを含めた一次エネルギー消費量の削減率が 75%以上のもの。
- (4) 「事業所」とは、法人又は個人事業主が所有・使用する村内の業務用建築物等、かつ民生部門（業務その他部門）に該当する業務活動に供する施設（事務所、商店、飲食店、宿泊施設、医療機関、社会福祉施設等）であって、延べ面積が新築の場合 10,000 ㎡未満、既存建築物の場合 2,000 ㎡未満のものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内の事業所に太陽光発電設備、蓄電池及び ZEB を全て導入しようとする事業者。
- (2) 第9条に規定する実績報告をする日において、村内に事業所を有する事業者。
- (3) 村内に所在する事業所の所有者、もしくは所有者の承諾を得て補助対象設備を設置する者。
- (4) 村税を滞納していないこと。
- (5) 北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号

に規定する排除措置対象者でないこと。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる設備は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

(1) 太陽光発電設備・蓄電池の要件

- (ア) 太陽光発電設備 (最大出力 10kW 以上) 及び蓄電池の両方を未使用品で新設し、太陽光発電設備の年間自家消費率が 50%以上であること。
- (イ) FIT 制度および FIP 制度の認定を受けないこと。
- (ウ) 太陽光発電設備については、構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること (認証の有効期限内の商品に限る)。
- (エ) 蓄電池については、太陽光発電設備により発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置 (インバータ、コンバータ等) で構成される一体の装置であり、当該事業所に電力を供給するために設置されるもの。また、日本工業規格 (JIS 規格) 若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠していること又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電容量の合計が 1 kWh 以上であること。
- (オ) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって、確保されていること。

(2) ZEB 要件

- (ア) 設計に ZEB プランナーが関与していること。
- (イ) 建物 (外皮) 性能について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。) 第 30 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していること及びそれを証するに必要な資料を取得すること。
- (ウ) 建築物省エネ法第 2 条に規定する建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、再エネを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量の 50%以下 (一次エネルギー消費性能 (BEI) が 0.5 以下) となること。
- (エ) 建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、国立研究開発法人建築研究所エネルギー消費性能計算プログラム (非住宅版) (以下「WEB プログラム」という。) を使用して算出すること。
- (オ) 熱源 (冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等)、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること (BEMS 装置等の導入)。なお、エネルギー計測システムは以下の①～④の要件を全て満たすものとする。

- ① 計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。
- ② 1つのシステムで交付対象建築物1棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。
- ③ 取得データについては、30分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。
- ④ WEBプログラムにおける未評価技術について、定量的な評価が可能となるエネルギー計測計画とすること。

(カ)建築物省エネ法第27条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。)において『ZEB』、Nearly ZEBのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること。

(キ)具体的な交付対象経費及び設備は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」の別紙1及び別表第1に定めるとおり。

(3) その他の要件

- (ア)その他設置に関して法令等に適合していること。
- (イ)第7条に規定する補助金の交付決定の通知の日以降に着工すること。
- (ウ)技術や設計手法、コスト等の情報開示について 本事業を通じて提出されたデータ等の事業成果については、他の事業者への ZEB の普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。
- (エ)ZEB のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、村及び環境省に対する必要な情報提供に協力すること。
- (オ)災害時において自家発電電力または蓄電電力を地域住民に提供することに協力すること。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号の合計額以内の額とし、予算の範囲内で交付する。補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 太陽光発電設備：導入費用(対象設備の本体及び工事費)の3分の2以内。ただし、最大出力を18kWまでとする。
- (2) 蓄電池：導入費用(対象設備の本体及び工事費)の4分の3以内。ただし、最大蓄電容量を15kWhまでとする。
- (3) ZEB：導入費用(対象設備の本体及び工事費)の3分の2以内。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ様式第1号に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 設計図又は改修設計図
- (2) 設計に関与した ZEB プランナーの ZEB プランナー登録書の写し、又は ZEB プランナー登録番号及び登録名称（法人名）がわかる書類
- (3) WEB プログラムに基づく BEI 及び外皮性能基準の評価結果の写し
- (4) BEMS に係る電力計測機器のシステム図
- (5) 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (6) 補助対象設備を設置しようとする事業所の位置図
- (7) 補助対象設備の太陽光発電設備の発電電力消費量計画書
- (8) 工事着工前の現況写真
- (9) 自己所有でない事業所に補助対象設備を設置する場合は、当該事業所の所有者の承諾書
- (10) 第3条に係る確認同意書

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 村長は、前条の交付申請の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、様式第2号により通知する。

(計画変更の承認)

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した補助事業の内容について変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに様式第3号（以下「変更届」という。）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する変更届を受理した場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、様式第4号により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月10日のいずれか早い日までに様式第5号（以下「実績報告書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建築物省エネ法第27条に基づく省エネルギー性能表示に係る認証書の写し
- (2) 第3条に係る確認同意書
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (4) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 補助対象設備の設置費に係る領収書の写し
- (6) 施工業者の竣工検査の試験記録の写し

- (7) 太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表（製造業者が発行したものがない場合は、販売業者等が任意様式で作成した対象設備の出力対比表及び製造番号表（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある同梱のものに限る。））の写し
- (8) 第4条に係る災害時電源提供協力に関する同意書
- (9) その他村長が必要とする書類

#### （補助金の確定）

第10条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、様式第6号により当該補助事業者へ通知するものとする。

#### （補助金の請求）

第11条 前条の規定による補助金の確定を受けた補助事業者は、様式第7号を村長へ提出するものとする。

#### （遵守事項）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

#### （処分の承認）

第13条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8号を村長へ提出し、その承認を受けなければならない。

#### （補助金の交付決定の取り消し）

第14条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が不相当と認めたとき

#### （補助金の返還）

第15条 村長は、前条に規定する補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により返還を命じられたときは、村長が命じた日の翌日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(協力)

第16条 村長は、補助事業者に対し、必要に応じて本事業で導入した補助対象設備について、発電量・売電量等のデータの提供及び現場検査、災害時の電力の提供、その他の協力を求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。